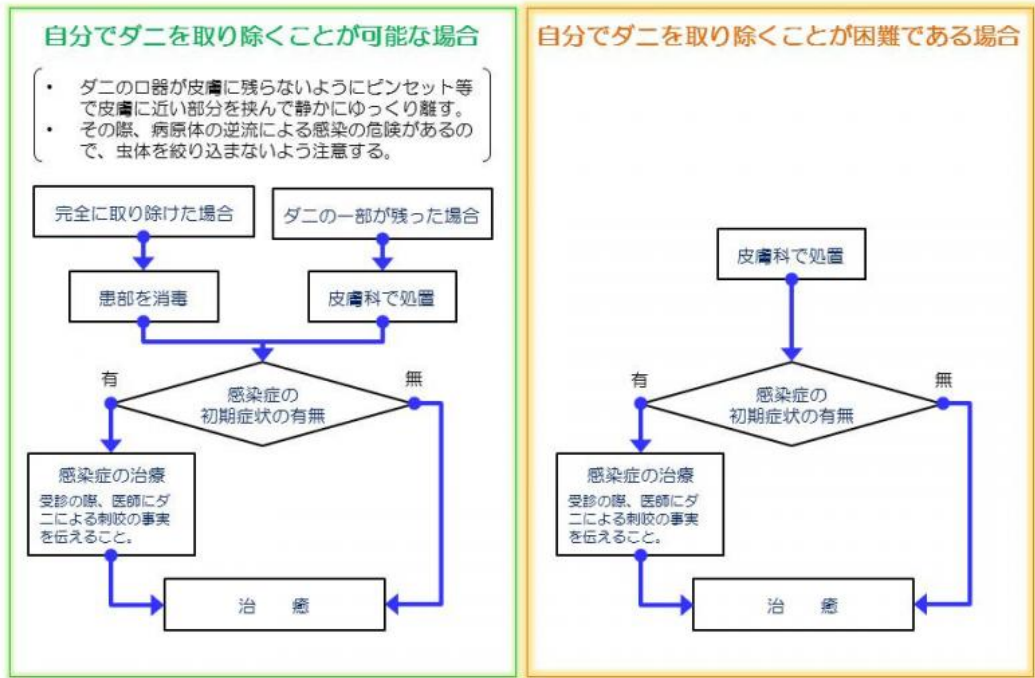


(イ) 取り除いた皮膚の部分は、消毒してください。
(ウ) ダニの一部が皮膚に残った場合は、残った虫体を皮膚科医師に完全に取り除いてもらうようにしてください。
<b>イ. 自分でダニを取り除くことが困難である場合</b>
皮膚科医師により、刺咬した虫体を取り除いてもらうようにしてください。
<b>ウ. 感染症の初期症状と思われる症状が現れた場合は、医療機関で処置、治療等を受けてください。</b>

ダニに刺咬されたときの措置について（フロー図）



出典：林野庁業務資料

(参考資料)

[重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関するQ&A（厚生労働省）](#)

お問合せ先

**林政部経営課 林業労働対策室**

担当者：労働安全衛生班  
 代表：03-3502-8111（内線6085）  
 ダイヤルイン：03-3502-1629  
 FAX番号：03-3502-1649

